

令和3年

寒河江市農業委員会第9回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第9回総会

日時 令和3年9月24日（金）午後9時00分
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局長 猪倉 秀行	事務局長補佐 芳賀 豊彦
総務主査 菊地 亮	農地主査 高橋 昭光
農地係主事 稲垣 奨	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第37号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第39号 農用地利用集積計画書の審議について
- (4) 議題40号 非農地証明願の審議について

木村議長

ないようですので、それでは早速議事に入ります。

議第 37 号から議第 40 号までの議案について一括上程します。

(1) 議第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」

(2) 議第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第 39 号「農用地利用集積計画書の審議について」

(4) 議題 40 号「非農地証明願の審議について」

以上、議第 37 号から議第 40 号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者の報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る 9 月 17 日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地法第 5 条の許可申請案件 2 件、非農地証明願案件 1 件の合計 3 件を審査しました。

初めに、議第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、順位 27 番、柴橋地区大字柴橋字木の沢の資材置場拡張のための転用案件と、順位 29 番、寒河江地区中央二丁目の宅地分譲のための転用案件です。

いずれも計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議題 40 号「非農地証明願の審議について」、順位 2 番、南部地区大字島西の案件です。現地は昭和 59 年に住宅

建築のため転用許可を得たが、転用行為が実施されないまま雑種地として原座に至っており、農地として利用されていないことから非農地証明と判断できる場所でした。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩します。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時43分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第37号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。

議第37号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

6ページをご覧ください。

(議案書順位 4 1 番朗読)

場所は寒河江自動車学校の反対側の道の最上川のほうへ行った土地になります。こちら、今現在も賃貸契約を出されているわけですが、こちらのほうを解約して、親戚関係であるため、こちらのほう、どうか作ってもらえないかと。もう所有権移転してくれないかということで親戚の間で決まったということでもあります。

続きまして、順位 4 3 番。

(議案書順位 4 3 番朗読)

こちらのほう、こちらが旧 1 1 2 号線で、あと皿沼から本楯に行く道が一番身近なものになるんですが、その間の新しくきれいな道路になります。どちらも道路についていなくて、■■■■さんの土地を通らなければその畑に行けないということで、前々から ■■■■さんのほうにもらってもらえないかという話はあったそうです。ずっと断り続けていたんですが、何とか今回売買ということで決まりました。■■■■さんは南部地区の推進委員になります。

続きまして、順位 4 4 番と 4 5 番。

(議案書順位 4 4、4 5 番朗読)

こちらのほう、旧寒河江自動車学校、高瀬自動車学校の入り口の左側の土地になります。それで、赤い土地のほうが今雑木林のようになっているところです。青いほうが農地として、まだ畑として使っている土地になります。譲受人は両方もビー・エム・エフさんでございまして、申請事由といたしまして労力不足と経営規模の拡大、高齢化による経営縮小

と経営規模の拡大になります。

今まで申し上げた件ですが、事前審査及び地区審査でも問題ございませんでした。

次のページの7ページの47番をご覧ください。

(議案書順位47番朗読)

こちらのほう、この大きい道路が112号線のバイパスになって、それも長崎大橋の手前の道を左に曲がってもらって、寒河江市大字島と書いてあって、そこに小さい建物があるようですが、その手前が違反転用になっている建物です。いろいろ問題になっている土地になります。そこを曲がってもらって奥のほうになります。

こちらの土地ですが、申請地は赤いところの先のほうは、春にですね、■■■■さんという方が寒河江市の交付金を使って耕作放棄地を農地に再生したという土地で、その赤いやつの手前の土地が、私の前任の黒田農業委員のときにはなまるさんのほうにきれいにしてくれるならただで貸すよということで貸したんですが、こちらのほう5年ほどずっと耕作放棄地になっていた土地を今回■■■■さんが借りてくれた。ついでにこの耕作放棄地、赤いところも作ってということで、今井隆志さんが言ってくれて分かったと。この■■■■さんのお父さんが、南部地区農用地利用改善組合の委員をやっておりまして、農地パトロール時にこのままにしておけないからねと。私が借りてあげるからということで。こちらの耕作に、土地の黄色いところからアンダーパスがありまして、そこをくぐるとすぐ農地のほうに来れるので、すぐ近くですので何ら問題ないと、事前審査及び地区審査でも問題ないとなりました。こちらのほう、9月14日に氏家委員、今井推進委員とともに行ってきました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。

私のほうから報告させていただきます。6ページをご覧になっていただきたいと思います。

(議案書順位42番朗読)

地図を見てももらえれば分かると思いますが、紫に染まっているところ、そこがこの前道路につく、拡張したいということで前の総会にかけられた土地であります。今回は、この赤く染まっているところ、そこが残ってしまってもう面積が狭いので、どうせなら買ってください、ということで■■■さんが購入するというふうになったところであります。16日の日、大泉委員それから渡邊推進委員と現地を確認してまいりました。

地区審査でも問題ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。

新宮委員

はい、議長。4番、新宮です。

7ページをお開きください。

(議案書順位46番朗読)

この件につきまして、木村会長、菊地委員、眞木委員、推進委員と一緒に9月13日に現地調査をしてきました。申請地は国道458号線沿いで、立岩橋までに左右6か所点在する農地で、一部譲受人が耕作している農地もあり、引き続き利用するもので、周辺の農地への影響はないと思います。

地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位41番から47番までの案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第37号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第37号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員 はい、議長。3番、渡辺です。

議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

9ページをご覧ください。

(議案書順位28番朗読)

こちらの土地なんですが、■■■■さんと一大さんとあと車屋さんの交差点を陵南中学校に向かって、最初の交差点を左に曲がって、その下の位置、その下を曲がって50メートルか80メートルほど行った左側の土地になります。

こちらのほう、住宅地の中の農地でありまして、事前審査及び地区審査でも問題ございませんでした。

続きまして、順位29番。

(議案書順位29番朗読)

こちらの案件、西根郵便局を西根の集落のほうに下りてきて細い道路があるんですが、その田んぼになります。渡辺

農機さんの裏になります。こちらのほう、9月17日、事前審査会の中で現地調査いたしまして、担当委員及び担当農地最適化推進委員の皆様方もこのままでいいんでないか、分譲宅地で全然問題ないだろうということで意見がまとまりました。

以上です。

続きまして、順位30番。

(議案書順位30番朗読)

こちらの土地なんですが、もともとの本楯の集落と新しい新山町の住宅地の間の土地のアパートを建てるところの進入路になります。こちらの土地、この■■■■さんの裏、赤いところが申請地、5平米のすごく小さなところなんですが、この■■■■さんの土地がこの赤いところの手前まで道路から、そこが■■■■さんで、そこから先が■■■■さんということで、農地のほうに行く通り道で、その■■■■さんの家に入りづらいということで今回話がありました。大分前に話はついていまして、登記だけかけてなかった案件であるので、■■■■さんのほうから説明を受けたところでもあります。こちらのほうは、9月11日、27番、28番、30番、あとすみません、10ページの中の順位31番。

(議案書順位31番朗読)

こちら寒河江の隣町のシベールさんの裏の土地になります。こちらご覧のとおり三方とも住宅地に囲まれておりまして、何ら問題ないというふうに見てきました。形態といたしまして転用、用途といたしまして個人住宅になります。こちら親子関係で、全然問題ないというふうに見てきました。

28番、29番、31番は9月11日、山田委員、小野推進委員とともに現地調査をいたしました。

こちらの案件とも全て事前審査及び地区審査でも問題ないというふうになっています。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。

9ページ目をお願いします。

(議案書順位27番朗読)

場所ですけれども、地図をご覧ください、もうちょっと大きくなるか。緑色のところ、道路が287で、木の沢の集落のところの下の方に佐藤砂利店さんが今ありますけれども、その敷地を拡張するということで、ちょうど東側、描かれている申請地の下の辺りです。緑色のところ……違うか、今回申請しているところは。(「緑のところは佐藤砂利店さんで、今回申請するのはこの緑のところの拡張なので、すみません、ちょっと表示が。この周りということになります」の声あり) その周りになります。資材置場にするというふうなことで、ちょうど申請地の周りに水路があって、その水路の内側のお宅になります。筆数は4筆あります。でも今回寒河江の区分は1筆だけで、残り3筆は大江町の地番になりますので、そちらの農業委員会のほうに申請がいくということでもあります。17日の日に事前審査会を行いまして、出席した委員それから推進委員の方の意見としましては、水処理もちゃんとなっているし、周りの家にも影響ないだろうと

いうふうなことであります。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

ちょっと私から今の件で奥山委員に聞きたいんだけど、柴橋、基盤整備したところに今ここをしても、そこも基盤整備の事業の中には入っているんだよね。

奥山委員

入ってないと思います。

木村議長

あそこは入ってないの。柴橋地区では。

奥山委員

はい。

木村議長

分かりました。ありがとうございます。

それでは、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位27番、資材置場拡張のための転用申請になっております。先ほども説明あったとおり、大江町の当地3筆については大江町へ同時申請しております。拡張面積は寒河江市と大江町合わせて1,238平米です。有限会社佐藤砂利販売の社長が個人で当該転用事業を実施し、造成完了後に会社へ貸し付けるという計画になっております。既存の資材置場についても同じく社長個人が会社に貸し付けて、会社が資材置場として使用しているところです。当該地は、ご覧のように10ヘクタール以上の一団の農地区域にあるので第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設に隣接しており、拡張部分の面積が既存部分の面積の2分の1を

超えない場合は転用が認められることになっておりまして、当該転用はこの要件に該当するため農地区分の転用目的は問題ないと考えます。

続いて、順位 28 番、一般住宅建築のための転用申請になっております。当該申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第 3 種農地と判断します。

続いて、順位 29 番、宅地分譲のための転用申請になっております。4 区画分譲の計画で、1 区画当たり 232 平米から 305 平米の予定です。道路二方についている北側の角の畑が 305 平米で、あと南側の 3 区画は 232 平米ということになっています。これも同じく都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第 3 種農地と判断します。

なお、宅地造成のみの転用は原則認められておりませんが、都市計画区域内の用途地域にある農地であれば、転用は農地法上例外的に認められることになっております。

続いて、順位 30 番について、一般住宅の通路延長のための転用申請になっております。ご覧のとおり住宅地への出入りは西側の市道から幅員 3 メートル、長さ約 18 メートルの通路を介して行っております。いわゆる旗竿地と呼ばれるところでありまして、通路と住宅地が接している長さは現在 3 メートルと短く、しかも設置角度が 90 度と急であるために車の出入りがしにくい状況にあります。これを解消しようとするために通路を 2 メートルほど延長するものです。当該地は、同じく用途地域にある農地でありまして、第 3 種農地と判断します。

続いて、順位 31 番。一般住宅建築のための転用申請になっております。これも同じく用途地域内にある農地でありまして、第 3 種農地と判断します。

以上、順位 28 番から 31 番については、いずれも第 3 種農地でありまして、原則許可ですので、農地区分と転用目的

は問題ないと考えます。

また、27番から31番について、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第38号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、13

ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて14ページをご覧ください。

令和3年9月集積計画集計表です。

3、西根1筆、畑0.01ヘクタール、計0.01ヘクタール。地区審査においても異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第39号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第40号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員 はい、議長。3番渡辺です。

議第40号「非農地証明願の審議について」、16ページをご覧ください。

(議案書順位2番朗読)

こちらのほうなんですが、寒河江温泉の駐車場の向かいの土地になります。今、農地ではないけれども雑種地として大体使っているようなところですよ。こちらの非農地証明願3番7号、8号、すごく小さな土地ですのでまず問題ないだろうというふうに。こちらのほう、9月17日に事前審査会の中で現地調査を行いまして、当該参加していただいた今井委員及び推進委員の方々にも問題ないだろうということで調査してきました。

なお、地区審査でも問題ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。
農地法上の許可要件については特にありません。
以上です。

木村議長 ありがとうございます。
これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。
議第40号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第40号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。
以上をもちまして、本日の総会を終了します。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時15分

令和3年9月24日

第9回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 11番委員.....氏家理香.....

議事録署名委員 14番委員.....相原稔.....